

## 朝霞市規則第 2 号

### 朝霞市市民葬規則の一部を改正する規則

朝霞市市民葬規則（平成 26 年朝霞市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書を削り、同条第 3 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

別表第 1 中「75,000 円」を「140,000 円」に、「140,000 円」を「205,000 円」に、「21,673 円」を「30,000 円」に、「40,000 円」を「50,000 円」に改める。

別表第 2 を削る。

別表第 3 中「45,000 円」を「50,000 円」に改め、同表を別表第 2 とする。

様式第 5 号中「2 代表者の身分証（禁治産又は準禁治産の宣告及び後見の登記、破産の通知を受けていない証明）の原本」を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の朝霞市市民葬規則の規定（様式第 5 号の規定を除く。）は、この規則の施行の日以後に火葬を行う市民葬から適用し、同日前に火葬を行った市民葬については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。